

自動車税種別割の課税誤りについて

1 概要

今年1月の他県における自動車税種別割の課税誤りの発表を受け、本県においても宮城県県税条例（以下「条例」という。）を確認したところ、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたロータリー・エンジン搭載車等の自動車税種別割について、条例の規定に当該他県と同様の不備があり、令和元年10月以降、過大な額で課税していたことが判明した。

このことにより、過大に課税されていた納税者の皆様には、差額分の還付が発生する。

2 経緯

自動車税種別割は、条例において種別や総排気量等に応じて税額が定められている。

平成31年度税制改正において、自家用乗用車については、

①令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものは、税額を引き下げる

②令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものは、従前の税額のままとする

とされたことから、令和元年10月から新たな税額が適用されるよう令和元年6月定例会で条例を改正したが、その際に一部の規定に不備があったもの。

3 不備の内容

(1) ロータリー・エンジン搭載車

乗用車のうちロータリー・エンジン搭載車については、単室容積の合計容量に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす規定（以下「みなし規定」という。）があり、その総排気量に応じた税額を適用している。2②の改正部分において、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたロータリー・エンジン搭載車について、附則でみなし規定を設けるべきところ、条例改正時にはその規定は不要であると誤認し、令和元年10月以降、当該みなし規定がある場合と同様の税額で課税していた。

(2) 特種用途車

特種用途車は、改造前の車体構造により、特種用途車以外の自動車と同じ税額を適用している。2②の改正部分において、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた特種用途車で、自家用乗用車の税額が適用されるものについて、附則で従前の税額を適用する規定を設けるべきところ、条例改正時にはその規定は不要であると誤認し、令和元年10月以降、当該規定がある場合と同様の税額で課税していた。

4 対象の課税件数及び過大に課税した額（令和元年度～令和5年度の5年分）

令和元年9月30日までに初回新規登録し、かつ令和元年10月1日以後に自動車税種別割が課税されたもの

車種	課税件数	納税者数	過大に課税した額
(1) ロータリー・エンジン搭載車	2,777件	961人	計15,083,000円 (1件当たり400円～13,200円)
(2) 特種用途車	975件	204人	計2,654,500円 (1件あたり100円～4,600円)
合計	3,752件	1,165人	17,737,500円

5 今後の対応

- 令和6年3月8日から順次、対象者に対してお詫びの文書を送付し、4月30日に還付通知を送付する。還付金の受取方法は、以下の2つの方法による。
 - (1) 口座振替払での受取
 - (2) 七十七銀行本店・支店の窓口での受取
- 令和6年度以降の課税を適正にするため、今後速やかに規定の不備を補うための条例改正を行う。

6 再発防止策

今後、同様の事例が二度と発生することの無いよう、徹底した確認作業を行い、組織的なチェック体制を強化する。

【参考資料】

(1)ロータリー・エンジン搭載車の税額（単室容積の合計容量が1.3ℓの場合）

(2)特種用途車のうち自家用乗用車の税額を適用するものの税額（総排気量が2ℓの場合）

令和元年10月1日

【条例の規定】

自家用乗用車 [本則]

総排気量が1.5ℓ超2ℓ以下
年額39,500円

(1) [本則] 単室容積の合計容量に1.5を乗じた
数値を総排気量とするみなし規定有り
→ 総排気量1.95ℓ(1.3ℓ×1.5)に応じた税額

(2) [本則] 総排気量2ℓに応じた税額

①令和元年10月1日以後の初回新規登録

自家用乗用車 [本則]

総排気量が1.5ℓ超2ℓ以下 年額36,000円

(1) [本則] 1.5を乗じた数値を総排気量とするみなし規定有り
→ 総排気量1.95ℓ(1.3ℓ×1.5)に応じた税額

(2) [本則] 総排気量2ℓに応じた税額

②令和元年9月30日以前の初回新規登録

自家用乗用車 [附則 従前の税額を適用]

総排気量が1ℓ超1.5ℓ以下 年額34,500円
1.5ℓ超2ℓ以下 年額39,500円

(1) [附則] 1.5を乗じた数値を総排気量とする **みなし規定を設けず**
→ 総排気量1.3ℓに応じた税額となる

(2) [附則] **従前の税額を適用する規定を設けず**
→ 本則の総排気量2ℓに応じた税額となる

【実際の課税】

令和元年9月30日以前の初回新規登録

総排気量が1.5ℓから2ℓ **年額39,500円**

(1)ロータリーエンジン搭載車

(2)特種用途車

→ とともに従前の税額で課税

条例で規定された税額と実際の課税額との差額を還付